

令和元年 5月21日

大阪市学校職員労働組合

執行委員長 場口 博文 様

大阪市

市長 松井 一郎



当市が、平成24年3月6日、貴組合に対し、昭和55年4月1日付け「協定書」を継続せず、組合費の控除について平成25年3月31日までとする覚書を別途締結する旨通告したことは、中央労働委員会において、労働組合法第7条3号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。